

ふれあいの郷ご入居の皆様の生活について

令和2年12月18日 施設長 蝦名 真

札幌では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、皆様ご存知のとおり当初12月11日までであった集中対策期間が延長され、来年の1月15日までとなりました。

当施設所在の手稲区においても学校や施設、病院での感染者やクラスターの発生が続いています。現在、ふれあいの郷におきましては12月1日よりご入居の皆様には病院受診通院以外の外出を「禁止」。また、ご面会についても「禁止」。差し入れや宅配便等の送付も「禁止」とさせていただいており、ご不便をおかけしております。

これから年末年始をむかえることを鑑み、【12月21日(月)】より

・ 宅配便等の送付物(21日到着分より受領可能)

・ 施設への差し入れ品・金銭等の持参

(平日の8:45~17:30のみ可能) → 土日および12月30日~1月3日は不可

上記の2点に限り、許可させていただきます。

※なお、差し入れ品等のご入居者様本人への手渡しは「禁止」です。職員が代わって受領をいたします。ご面会は引き続き禁止とさせていただきます。

※ご面会・通院受診以外の外出の再開は1月15日時点の状況で判断します。

詳しくは裏面の一覧表のとおり。変更した制限事項は赤文字で表示しております。

年越しを跨いでの厳しい措置が続きますが、なにとぞご理解のうえ皆様にもご協力をお願い申し上げます。また、本状をご送付させていただいた皆様のほかにも、ご訪問や荷物を送付されるご家族親族様がおられる場合は、お手数でも本内容をお伝えくださいませ。ご不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 電話(011)682-1821 FAX(011)685-6611

平日/8:45~17:30 担当/今出・寺内まで